

10/26(水)の発表

はじめよう、つづけよう。
【新北海道スタイル】

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 10月26日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道苦情審査委員の活動状況報告（令和4年度第2四半期）について														
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者													
		発表場所													
概要	<p>北海道苦情審査委員に関する条例第18条に基づき、令和4年7月1日から9月30日までの苦情審査委員の活動状況報告がありましたので、お知らせします。</p> <p>【概要】</p> <p>1 苦情申立ての状況（5件） 知事部局3件（総務部1件、経済部2件） 道の機関以外2件</p> <p>2 苦情申立ての処理状況（5件） ・審査を終えた事案 1件 (内訳) 申立ての趣旨に沿ったもの 1件 ・審査をすることができない事案 0件 ・審査中の事案 1件 ・制度の対象外となった事案 2件 ・審査することが適当か申立ての内容を検討中の事案 1件 (参考) <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査結果の区分</th> <th>根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの</td> <td>条例第15条第1項</td> </tr> <tr> <td>制度の改善を求める意見の表明をしたもの</td> <td>条例第15条第2項</td> </tr> <tr> <td>申立ての趣旨に沿ったもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申立ての趣旨に一部沿ったもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道の機関の行為に不備がないもの</td> <td>条例第13条第5項</td> </tr> </tbody> </table> </p>			審査結果の区分	根拠条文	是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの	条例第15条第1項	制度の改善を求める意見の表明をしたもの	条例第15条第2項	申立ての趣旨に沿ったもの		申立ての趣旨に一部沿ったもの		道の機関の行為に不備がないもの	条例第13条第5項
審査結果の区分	根拠条文														
是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの	条例第15条第1項														
制度の改善を求める意見の表明をしたもの	条例第15条第2項														
申立ての趣旨に沿ったもの															
申立ての趣旨に一部沿ったもの															
道の機関の行為に不備がないもの	条例第13条第5項														
参考															

報道(取材) に当たつて のお願い		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	総合政策部知事室道政相談センター 所長 西澤 正 TEL ダイヤルイン 011-204-5523 内線21-701	
-------------	---	--

北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年条例第45号）第18条第2項に基づき、令和4年7月1日から令和4年9月30までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり公表します。

令和4年10月26日

北海道知事 鈴木直道

1 苦情申立ての状況

令和4年7月1日から令和4年9月30までの苦情申立ては5件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位:件、人)

対象機関	苦情件数	申立人	
		個人	法人等
知事	3	2	1
総務部	1	1	0
総合政策部	0	0	0
環境生活部	0	0	0
保健福祉部	0	0	0
経済部	2	1	1
農政部	0	0	0
水産林務部	0	0	0
建設部	0	0	0
出納局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
小計	3	2	1
道の機関以外	2	2	0
合計	5	4	1

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係るものも含む。

表2 申立事項

区分	件数	申立事項
総務部	1	訓告書の記載内容について
経済部	2	火薬類取扱保安責任者免状再交付について
		地方卸売市場に関する調査について
道の機関以外	2	薬害肝炎被害者の権利等について
		コロナ感染者名の公表について

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区分	件数
審査を終えた事案	1
審査をすることができない事案	0
審査を中止した事案	0
審査中の事案	1
制度の対象外となった事案	2
審査することが適当か申立ての内容を検討中の事案	1
合計	5

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区分	件数
是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの	0
制度の改善を求める意見の表明をしたもの	0
申立ての趣旨に沿ったもの	1
申立ての趣旨に一部沿ったもの	0
道の機関の行為に不備がないもの	0
合計	1

4 勧告及び意見表明の状況

勧告及び意見表明したものはない。

令和4年度第2四半期 苦情審査事案の概要

令和4年7月1日～9月30日

◆火薬類取扱保安責任者免状再交付について(経済部)

【申立事項】

昭和46年に交付された火薬類取扱保安責任者免状の手書きで記されていた文字が消えて判読できず、免状として使用できない状態となった。これは経年劣化によるものと考えられるが、同様に額縁に入れて屋内の部屋で保管してきた昭和38年交付の調理師免許証の文字には問題がないことから、原因は作成時に使用した筆記用具に起因する疑いが濃厚であり、当該免状を交付(作成)した道に瑕疵があるのではないかと考えている。

これまで、その点を核心として、何度も〇〇振興局に質問してきた。

最初に当該免状を持参して免状再交付について〇〇振興局に問い合わせた際、上司と相談の上回答することであった。後日、職員から電話で説明があり、その後、申請用紙とともに、免状の再交付には2,400円の手数料がかかるという旨の文書が届いた。しかし、道の瑕疵が疑われることから、無条件(手数料無料)で再交付してはもらえないかと考え、これについても2度にわたり質問してきた。

これまでの〇〇振興局の返答は次のとおりである。

- (1)免状作成の筆記用具については定めが無いため、作成時に問題があったとは言いがたい。
- (2)文字の判読可能であるべき期間には特に定めが無い。
- (3)免状再発行の手数料を免除できる規定がないので、再発行手数料は必要である。
- (4)過去に手数料免除をした前例が無い。

これらの回答は、全く不十分であり理解ができない。

筆記用具に定めが無いとしても、道として究明し、真摯に説明をするのが道理ではないか。また、定めが無いので説明ができないのであれば、行政による被害者であるといつても過言ではないと考える。併せて、制度上にも問題があるのではないか。

【審査の結果等】－申立の趣旨に沿ったもの－

免状作成時の筆記用具に関しては、道に法的な瑕疵があったとまで結論付けるのは難しく、違法性があったとまでは言えないと考える。

また、免状再交付の手数料については、北海道経済部手数料条例第4条で「特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。」と規定されているが、これは大規模災害発生時の被災者救済などの特例的な措置であるとのことで、本件の場合、道に瑕疵があったと結論付けるのが難しいという前提の元で、免状の再交付を行う場合、経年劣化は火薬類取締法施行規則第78条の5に規定の「汚損」にあたると解釈し、手数料の免除はできないという結論に至ることも否定はできないと考える。

次に、申立人への説明についてだが、申立人に負担を負わせることになる結論であればなおのこと、定めの無いところから結論に至るまでの空白を埋めるための十分な検討と説明が必要であると考える。また、道の説明によると、免状交付後50年が経過していることや、取扱保安責任者としての業務執行に支障が生じたものではないことを、道の瑕疵があったとはならないという理由の一つとし、今回の回答は、申立人個人案件に対するものであり、一般に経年劣化を汚損とする見解を出したものではないとのことであった。この考え方は、道が個々の事情によって不公平な扱いをすることになりかねない。

これらのことから、本件苦情に関し、次のように考える。

- ① 免状の手書き文字が経年劣化により消失し判読不能であるという事象について、その原因や影響、同様事例の可能性、今後必要な対策などに考えを及ぼしながら、この問題の本質を十分検討すべきであったにも関わらず、それが行われていない。
- ② 免状作成にあたって使うべき筆記用具や、免状の判読可能であるべき期間、また、経年劣化が規則における「汚損」にあたるか否かについて、いずれも定めが無いというところから、〇〇振興局が申立人に回答した結論に至るまでの検討過程について、申立人に理解を得るための真摯な説明を行う姿勢が欠けている。
- ③ 結果的に今回の結論を、単に本件申立人の事例のみについての見解とするに留め、今後同様の事例があった場合の指針として位置づけないとしていることは、十分な対応とは言えず、行政事務の一貫性や公平性に欠ける恐れがある。

以上のことを踏まえ、〇〇振興局は経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課と連携の上、行政としての責務を果たすべく申立人に誠意ある対応をするとともに、本件を今後に活かすための十分な検討をお願いする。

道に期待する今後の対応としては、公平を期すために、本件事例やその取扱いについて手引きに記載するなど

により周知し、関係部署間で共有することが必要であると考える。

また、現在使われているプリンターによる免状作成時の留意事項等についても併せて周知するなど、再発防止のための努力を期待する。

さらに、将来に渡っても免状の経年劣化による判読不能という事象を可能な限り防ぐために、常により適切な作成方法を導き出すための検討をお願いする。

◆訓告書の記載内容について〈総務部〉

【申立事項】

申立人は道職員であるが、申立人の部下職員であった者が事務懈怠等を理由に戒告処分を受け、申立人も部下に対する指導、監督が不十分であったとして訓告を受けた。

申立人が交付を受けた訓告書には、部下職員の3年間の事務懈怠合計件数とそれによる金額が記載されていたが、申立人が管理職員であった1年間の事務懈怠件数等は記載されていなかった。

訓告を受ける者が責任の量目を承知するため、複数の管理職員が関与している場合、訓告書には個々の管理職員の責任に由来する事務懈怠件数等を記載すべきである。

【審査の結果等】

(審査中)

◆薬害肝炎被害者の権利等について

【申立事項】

申立人は薬害肝炎事件の被害者であり、また、臨床試験(治験)にも参加している。

GCP調査を受ける権利が存在すると思料し、薬害肝炎事件の検証の文中有る「GCP調査の厳格化」を要望する。

また、薬害は医原性疾患であり、国がその責任を認めているにも関わらず、自衛官在職中の当時、長期の入院加療により、休職処分に処せられた。

【審査の結果等】－制度の対象外(道の機関の行為ではない)－

GCP(Good Clinical Practice)は、薬事法の下で厚生労働省の省令により定められた臨床試験の実施に関する基準であり、本件要望は、厚生労働省の業務に係ることであり、北海道苦情審査委員に関する条例第4条に規定の「道の機関の業務」とはならないため、本制度においては審査の対象とはできない。

また、自衛隊員の身分は防衛省所管の特別職国家公務員であり、その処分等の措置も、自衛隊法の下、各関連法令等により行われていることに従い、これについても「道の機関の業務」ではないため、本制度の審査対象にはならない。

◆コロナ感染者名の公表について

【申立事項】

〇〇町において、コロナに感染した職員の個人名を公表するという行為が見受けられると同町に勤務する親族を伝い伺った。

職員各々万全の感染症対策を行っているとは思うが、職場でのクラスターなど防ぎようのない事例も多々ある中で、職員の個人名を公表するのは秘密保護法や個人情報保護法の違反になるのではないか。

実際にコロナに感染した人の実名を晒しあげて裁判になっている事例もある。

〇〇町は小さな町で、噂もすぐに広まり、村八分や人口減少を助長しかねないと思われる。

一般の方から裁判などを起こされる前に行政において改革をしていただきたい。

【審査の結果等】－制度の対象外(道の機関の行為ではない)－

地方自治法において、都道府県と市町村は同じ普通地方公共団体であると規定されており、そこに上下関係はなく、それぞれが完全に独立した団体として位置づけられている。

このことから、本件苦情の対象となっている〇〇町は、独立した自治体となり、北海道苦情審査委員に関する条例(以下「条例」という。)第4条に規定の「道の機関の業務」とはならないため、本制度において審査することはできない。

また、条例第12条第1項には、苦情審査委員が審査をすることができない場合が具体的に定められており、その8号として「苦情申立人の自己の利害にかかわらないとき」と挙げられており、今回の申立て内容については、苦情申立人自身にとっての具体的な利害にかかわるものとは判断できず、この点においても、本制度における審査の対象にはならない。

なお、〇〇町職員の感染について、町のホームページを確認した限りにおいては、感染した職員の人数、当該職員に対する対応、役場内消毒等の対応、濃厚接触者の有無、当該職員担当部署業務への影響について公表されているが、個人名は確認できなかったことを申し添える。

◆地方卸売市場に関する調査について〈経済部〉

【申立事項】

〇〇地方卸売市場(以下、「市場」という。)における差別的取り扱い及び、不当な取引に関して〇〇振興局に相談や通報を行ってきたが、「卸売市場法(以下、「市場法」という。)が変わってから、道としては、何もできない」との返答をされた。これは、本庁と相談した上での返答であると強調していたので、本庁の経済部地域経済局中小企業課(以下、「中小企業課」という。)に電話をしたところ、中小企業課で相談した結果のことであった。しかし、市場法が変わっても、道は指導監督はもちろんのこと、市場取引の透明性を確保するための調査は行わなければならぬはずであるから、上記返答は虚偽の回答であり、職務の放棄ではないか。

その後、申立人の3度の訴えで、〇〇振興局は、ようやく市場への聞き取りを実施したが、薄っぺらい回答を持って帰ってくるだけで、しっかり調査してほしいとの申立人の訴えに、「道は市場に対して調査はしません、できない。」と何度も言われた。

また、申立人自ら、〇〇振興局の聞き取りに対応した市場の取締役に電話したところ、「担当者には軽くしか聞いてない」、「買受人には調査はしていない」、「業務妨害行為及び名誉棄損にあたる行為の証拠がない、若しくは正式な警察・弁護士・道からの要請ではないので調査はしない」とのこと、道からの調査が正式に入るなら誠心誠意対応する、弁護士・警察からの聞き取りがあったら誠実に対応するとの回答であった。

知事から認定を受けた市場は、市場取引の透明性を保つために、担当する道職員及び買受人・荷主からの要請には、誠意ある対応すべきだと思うが、市場にとって都合が悪いことは、警察・弁護士・道からの正式な要請が必要というのは明らかに異常な対応であり、それを問題視しない〇〇振興局及び中小企業課は、市場を指導・監督をする気がないとしか思えない。

〇〇振興局には、買受人・荷主に聞き取りを行ってほしいと何度も伝えたが、これだけはどうしてもやりたくないようで、あくまで隠蔽してくる市場に対してのみの調査で終わらせている。荷主・買受人の利益を損なう市場の運営を放置しているのは、明らかに違反行為であると思う。

また、令和4年〇月に新たな通報をしたが、〇〇振興局と中小企業課は、過去20年以上にもわたって荷主への損害が発生している明らかな不当な取引ですらも、虚偽の返答をしてくると承知の上で、市場に対してのみの聞き取りで対応を終了している。

知事が市場を認定しているのに、現時点では、市場及び〇〇振興局と中小企業課により、市場法違反が伏せられているが、今後、別の組織により(若しくは別の方法で)、市場法違反が明らかになったとき、職務怠慢・意図的で不十分な調査では、責任問題が発生すると考える。

【審査の結果等】

(審査することが適当か申立ての内容を検討中)